

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の廃止			
税目（条文番号）	登録免許税（租税特別措置法第 8 2 条の 3、租税特別措置法施行令第 4 3 条の 2、租税特別措置法施行規則第 3 1 条の 3 の 2）			
見 直 し の 内 容	<p>国際戦略港湾において特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第 3 条第 3 項に規定する指定会社（特定外貿埠頭管理運営会社）が平成 1 8 年法律第 3 8 号による改正前の同法第 2 条第 1 項に規定する指定法人から取得した不動産の所有権移転に係る特例措置を廃止する。</p> <p>【廃止する特例措置】                      軽 減 率：20 / 1000 ⇒ 15 / 1000                      特例期間：平成 2 3 ~ 2 4 年度</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+ 2 0 0 百万円 （▲ 2 0 0 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 2 0 0 百万円 （▲ 2 0 0 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 2 0 0 百万円 （▲ 2 0 0 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>全ての指定法人が株式会社化され、本特例措置の適用対象者が存在しなくなったため。</p>			